平成２５年（再イ）第１５号
三重県津市栗真中山町380番地７
再生債務者　奥田　正直
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月２日　　津地方裁判所再生係

平成２５年（再イ）第２１号
広島市安佐南区大町東３丁目16番42―203号
再生債務者　神野　伸二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月２日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第３号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷3371番地
再生債務者　樽見　孝司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月２日　山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（再イ）第４号
山口県柳井市古開作694番地１
再生債務者　川﨑　　薫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月２日　山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（再イ）第１０号
新潟市南区和泉393番地23
再生債務者　高田　浩之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月２日　　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第５７号
名古屋市名東区八前２丁目1609番地　エスペランサ名東20Ａ号
再生債務者　碓氷　英靖
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月29日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１２号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字東寺子307番地
再生債務者　小塚　伸一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月２日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（再イ）第３８号
京都市右京区嵯峨石ケ坪町51番地20
再生債務者　染工房岩崎こと　岩﨑　幸利
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月２日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再イ）第３号
福岡県田川市大字伊加利1932番地　中央団地３区２－４－２
再生債務者　田中　勝徳
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月30日　福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（再イ）第１０号
秋田市外旭川字八幡田420番地10
再生債務者　松橋　善輝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月２日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１２号
秋田市川尻若葉町４番５号
再生債務者　三浦　孝博
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月２日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１１号
川崎市麻生区百合丘３丁目７番地５
再生債務者　坂田　美鈴
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月30日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（再イ）第１９号
名古屋市中川区吉良町138番地の10　アーバニア荒子東201号
再生債務者　吉田　善孝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１４号
三重県津市白山町川口462番地
再生債務者　西田九州女
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月２日　　津地方裁判所再生係

平成２５年（再イ）第５号
鳥取県米子市両三柳4580番地１　市住205号
再生債務者　木下　幸人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月２日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（再イ）第１１０号
札幌市南区真駒内380番地11
再生債務者　木下　誠一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月２日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第５号
山口県下関市富任町２丁目２番３―602号　ニューサンシティ富任
再生債務者　西岡　稔里
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年８月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月２日
山口地方裁判所下関支部再生係

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 35 号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成25年８月29日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 25 年９月 13 日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
１、承認番号　第D1318号
２、名称　東洋測器株式会社
３、住所　神奈川県横浜市港北区新羽町964―24
４、特定計量器の種類　非自動はかり